

木古内町再生可能エネルギー発電施設の 設置に関する条例の概要

1. カーボンニュートラルについて

- 近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、日本においても激甚な豪雨・台風災害や猛暑等が頻発している。(木古内町においては2021年11月2日豪雨災害など)
- 2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃までに実質ゼロとすることが必要と報告された。
- 2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を日本全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。
- 2021年4月、政府は2050年カーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指すことを表明した。

2. 条例制定までの経緯について

- 全国各地で再エネ施設(特に太陽光発電)の設置が増え続けている一方で、台風、積雪、豪雨など自然事象による被害が少なからず発生しており、設備の安全性・信頼性に対する地域の懸念が高まっている。(木古内町においては、亀川地区で積雪による太陽光パネルの倒壊が発生。管理者への連絡・指導を実施)
- 再エネ施設の設置場所については、近年、建物や原野のほか、市街地、山林、農地、傾斜地、水上など多岐に渡っており、地域住民の安全や環境への影響等に十分配慮した、地域と共生する形での再エネ導入が強く求められている。
- 国の2030年度までの温室効果ガス削減目標(△46%)を達成し、さらに2050年カーボンニュートラルを実現するため、当町においては、計画的な森林整備の推進によるCO₂吸収量の確保、及び省エネ並びに再エネの導入を促進する必要がある。
- 再エネと地域の調和と共生を図るため、再エネ施設の設置に係る基本的な事項や関係者の責務を明確化するとともに、周辺関係者への事前説明や町への届出、事業運営に係る指導・助言等に関する規定を整備する。

3. 条例の骨子

(1) 目的【第1条】

再生可能エネルギー発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生を図り、もって町民の安全で安心な生活環境の確保並びに自然環境の保全との調和を図ることを目的とする。

(2) 基本理念【第2条】

再生可能エネルギー発電事業を促進するにあたり、町の基本姿勢を示す。

- ①町、事業者、住民その他の関係者の相互理解と連携を図ること
- ②地域の活力向上及び持続的な発展を図るものであること
- ③災害の防止、生活環境、景観その他自然環境に配慮したものであること

(3) 定義【第 3 条】

① 対象となる施設

太陽光：事業用の発電出力が 10kW 以上の太陽光発電施設

風 力：施設の高さが 15m を超える風力発電施設

② 事業区域：再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域

③ 周辺関係者：以下の区域内に居住若しくは土地又は建物を所有する者及び使用する者

太陽光：事業区域の境界から 100 メートル以内の区域

風 力：事業区域の境界から 500 メートル以内の区域

(4) 責務【第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条】

町：本条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずること

事業者：① 災害の防止、② 生活環境、景観その他自然環境への配慮、③ 周辺関係者との良好な関係の維持、④ 発電施設の適切な管理

土地所有者等：事業区域の適正な管理を行うこと

町民：本条例の目的及び基本理念を理解し協力すること

(5) 周辺関係者への説明【第 8 条】

施設の設置前に周辺関係者への説明会等の開催を義務づけ、事業計画に理解を得られるよう努めなければならない。

(6) 各種届出【第 9 条、第 11 条、第 12 条】※ 4. 手続き等のフロー図を参照

事業開始：工事着手日の 60 日前までに周辺関係者への周知状況を添えて必要書類を提出

工事完了：工事完了後速やかにその旨を届出（工事を中止したときを含む）

事業廃止：① 事業廃止日の 30 日前までにその旨を届出

② ①の届出後、事業廃止日から 30 日以内に施設を撤去及び処分

③ ②を実施後、30 日以内に必要書類を提出

(7) 意見の申出【第 10 条】※ 4. 手続き等のフロー図を参照

事業開始の届出を受けた事業について、防災、景観その他自然環境、周辺関係者の生活環境等に支障があると判断したときは、町から事業者に対し、事業の中止又は変更に係る意見を申し出るものとする。

(8) 維持管理【第 13 条】※ 4. 手続き等のフロー図を参照

事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施期間中、事業区域内が常時安全かつ良好な状態となるよう適切な維持管理を行う。

(9) 報告又は資料の提出及び立入調査【第 14 条、第 15 条】※ 4. 手続き等のフロー図を参照

町が必要と認めるときは、事業者に対し報告及び資料提出を求め、事業区域へ立入調査を行うことができる。

(10) 指導、助言及び勧告【第 16 条】※ 4. 手続き等のフロー図を参照

町は、事業者及び土地所有者等に対し、指導又は助言を行うことができる。また、是正が必要な場合は勧告を行うことができる。

(11) 公表【第 17 条】※ 4. 手続き等のフロー図を参照

事業者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所（法人その他団体にあつてはその名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地）並びに勧告の内容を公表することができる。公表にあつては、事前に事業者が町に意見を述べる機会を設ける。

(12) 国等の特例【第 18 条】

以下に該当する団体等が行う事業には、この条例を適用しない。

- ①国又は地方公共団体
- ②独立行政法人又は地方独立行政法人
- ③第三セクターのうち地方公共団体の出資又は出損により設立した法人

(13) 委任【第 19 条】

この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

(14) 施行期日【附則】

本条例は、公布の日から施行する。

(15) 経過措置【附則】

- ①本条例の規定は、条例施行日以後に設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業に適用する。
- ②ただし、「廃止の届出」、「維持管理」、「報告の提出」、「立入調査」、「指導、助言及び勧告」、「公表」については、設置時期にかかわらず、対象となる施設に該当する発電事業に対して本条例を適用する。
- ③条例施行日以前から稼働している発電施設について、増設若しくは更新するときは本条例の規定を適用する。
- ④本条例の届出に係る手続きについては、条例施行前においても可能とする。

4. 手続き等のフロー図

